

いわき信用組合 御中

調 査 報 告 書

(公表版)

2025 年 10 月 31 日

特別調査委員会

委員長 貞 弘 賢太郎

委 員 井 上 寅 喜

委 員 平 井 太

目次

第 1	本調査の概要	1
1	特別調査委員会設置の経緯	1
2	委嘱事項	1
3	当委員会の構成	2
4	当委員会の独立性・中立性・公正性の担保措置	2
5	調査実施期間	2
6	調査対象期間	3
7	調査方法	3
	(1) 関係資料の精査	3
	(2) 関係者のヒアリング	3
	(3) 役職員に対するアンケート調査	4
	(4) 臨時通報窓口の設置	4
	(5) デジタル・フォレンジック調査	5
8	第三者委員会との連携	5
9	本調査の限界に関する留保	5
	(1) 本調査における一般的な制約	5
	(2) 本調査実施における具体的な制約	6
第 2	不正融資に関する事実関係（委嘱事項①）	7
1	不正融資の類型	7
	(1) 迂回融資	7
	(2) 無断借名融資	8
	ア 無断借名融資の手口の概要	8
	イ 無断借名融資の性質	8
	(3) 水増し融資	8
	(4) 不正融資との用語について	9
2	無断借名融資を主導していた役員について	9
3	第三者委員会からの指摘事項等	10
4	反社からの不当要求に対する支払について	11
	(1) 反社からの不当要求に対する支払開始の経緯	11
	ア 時代背景	11
	イ 当組合から反社に対する資金提供開始の経緯	11
	(2) Σ 氏について	12
	(3) 反社に対する資金提供の継続と無断借名融資の開始等	13
	(4) 江尻氏の理事長就任後の反社に対する資金提供の概要等	14
	(5) 情報誌関係者への 1.5 億円の支払（2007 年頃）	15

(6) Σ 氏に対する 1 億円の支払 (2008 年頃)	15
(7) Σ 氏に対する 1 億円の支払 (2016 年 12 月頃)	17
ア 背景事情	17
イ Σ 氏に対する 1 億円の資金提供に至る経緯等	18
(8) Σ 氏からの更なる資金提供要求	19
(9) 反社に支払われた金額の推定	21
5 X2 社グループへの資金流出の状況等	21
(1) X2 社グループの構成	21
(2) X2 社グループへの不正な資金提供に至る経緯	22
(3) X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の金額	23
ア 2010 年 (平成 22 年) 6 月末時点	23
イ 最終的な実行金額	24
(4) X1 社施設の復旧作業に係る仮払金	25
6 その他の流出先等の検討	25
(1) V 社への資金提供のための無断借名融資について	25
ア V 社及び関係法人の概要等	25
イ V 社への資金提供のための無断借名融資の実行状況等	26
ウ 庚氏らを債務者名義人とする融資の会計処理について	27
(2) U1 社等に対する融資の回収について	28
(3) W 社への資金提供のための不正融資実行の有無について	28
(4) 当組合役員による着服横領の有無について	29
(5) 小括	30
7 本調査で発見されたその他の水増し融資について	30
第 3 その他の不正行為について (委嘱事項②)	31
1 反社の周辺者に対する融資実行について	31
(1) Σ 氏の親族への融資について	31
(2) 反社の周辺者に対するその他の融資案件について	32
2 協力融資	33
第 4 当組合の計算書類への影響額について (委嘱事項③)	34
1 不正融資の実行金額等の特定	34
(1) 迂回融資の実行金額等	34
(2) 無断借名融資の実行金額等	35
ア 管理用 PC 入手に至らなかったこと	35
イ 無断借名融資の実行金額等の特定	36
(3) 水増し融資からの環流金額等	37
(4) 不正融資の実行金額、その用途及び流出先	38

2	当組合の計算書類への影響額.....	40
第5	原因分析、再発防止策等.....	42
第6	結び.....	44

第1 本調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

いわき信用組合（以下「当組合」という。）は、2024年（令和6年）9月に投稿された「元信用組合職員」を名乗る者によるSNSへの書込みを契機とする内部調査により、当組合において、長年にわたって組織的に無断借名融資（その意味は後記第2・1（2）イ記載のとおりである。）が繰り返されるなどしていたことが判明したことから、同年11月15日、一連の不祥事件（無断借名融資等の不正融資の継続及びその組織的隠蔽並びに当組合元職員2名による着服横領及びその組織的隠蔽）の事実関係の調査、原因分析、再発防止策の提言等を目的とする第三者委員会（委員長：新妻弘道弁護士。以下「第三者委員会」という。）を設置し、2025年（令和7年）5月30日、第三者委員会から調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）の提出を受け、同日、その公表版を公表した。

しかし、当組合は、第三者委員会報告書において、第三者委員会による調査に対する当組合の協力姿勢に強い疑義を示された上、一連の不祥事件の実態解明に向けて、更なる調査を行う必要がある旨指摘されたことから、上記調査に対する誠実な対応を欠いたことを猛省するとともに、可能な限りの実態解明を図るべく、同年6月13日付け総代会において選任された役員による新たな経営体制の下で第三者委員会報告書における指摘を踏まえた徹底調査を実施することとした。

そこで、当組合は、同月30日、当組合と利害関係のない外部専門家から構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を組成し、当委員会にその調査を委嘱した。

2 委嘱事項

当委員会が当組合から委嘱を受けた事項は以下の①ないし⑤である（なお、委嘱事項①における「甲事案」の意味については、後記第2・3で述べる。）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 不正融資事案（いわゆる「甲事案」）の追加調査② その他の不正行為の追加調査③ ①及び②の調査結果による当組合計算書類への影響額の算定④ その他特別調査委員会が必要と認めた事項⑤ ①ないし④を踏まえた、追加的な原因分析及び再発防止策の提言 |
|--|

3 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長 貞 弘 賢太郎

(弁護士・シティユーワ法律事務所)

委員 井 上 寅 喜

(公認会計士・株式会社アカウンティング・アドバイザー)

委員 平 井 太

(弁護士・株式会社アカウンティング・アドバイザー)

また、当委員会は、シティユーワ法律事務所所属の弁護士4名、株式会社アカウンティング・アドバイザー所属の公認会計士4名を調査補助者として選任し、本調査の補助を行わせた。

当委員会の委員長、委員及び調査補助者は、いずれも当組合から業務を受任したことはなく、当組合とは何ら利害関係を有していない。

4 当委員会の独立性・中立性・公正性の担保措置

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に全ての点において準拠するものではないが、これを踏まえ、調査に当たり、その独立性を確保し、実効的な調査を実現するため、以下の事項を当組合と合意した。

- ① 当組合は、以下のとおり、当委員会の調査に対して、全面的に協力する。
 - ・当組合が保有するあらゆる資料、情報、役職員等へのアクセスを保証すること。
 - ・当組合は、役職員等に対して、当委員会による調査の遂行に対する優先的な協力を業務として命令すること。
 - ・当組合は、退職済みの当組合元役職員、融資先の法人・個人等の当組合外部の関係者についても、当委員会が必要と判断する場合には、当委員会による調査への協力を実現するよう努めること。
- ② 当組合は、当委員会の調査の内容につき指示、要請その他一切の働きかけはできないものとする。

5 調査実施期間

当委員会は、2025年（令和7年）6月30日から同年10月30日までの間、前記第1・2の委嘱事項に関する調査を実施した。

6 調査対象期間

当委員会は、調査対象期間の始期について、第三者委員会報告書において迂回融資（その意味は後記第2・1（1）のとおりである。）の開始時期とされている2004年（平成16年）3月とし、その終期について、直近の決算期末である2025年（令和7年）3月末日とした。その上で、調査の必要に応じ、適宜、当該期間の前後の事情についても調査した。

7 調査方法

（1）関係資料の精査

当委員会は、当組合から、当組合が第三者委員会に提出した関連資料一式の提供を受けるとともに、当委員会において調査に必要であると考えた証憑、会計データ等の関連資料の提供を受け、これらを精査した。

そのほか、当委員会は、当委員会が実施した当組合内外の関係者のヒアリング等の場面において、当該ヒアリング対象者から関連資料の提供を受けるなどし、これらを精査した。当委員会のヒアリング対象者については、次項に記載のとおりである。

（2）関係者のヒアリング

当委員会は、当組合内外の関係者51名に対するヒアリングを実施した。その中には、複数回のヒアリングを実施した者もいることから、当委員会がヒアリングを実施した回数は延べ68回となった。ヒアリングの実施状況は別添3（ヒアリング実施対象者一覧。ただし、当該一覧には報告書本文で言及しない個人名が多数記載されているため、公表版では省略する。）のとおりであり、その概要は下記のとおりである。

（以下余白）

対象者の属性		対象者数	延べ回数
組合関係者			
	退職者（役員経験者）	18 名	31 回
	退職者（役員経験者除く）	11 名	13 回
	現職役職員（嘱託職員含む）	13 名	15 回
組合外部者			
	融資先関係者	5 名	5 回
	その他関係者	4 名	4 回
合計		51 名	68 回

（３）役職員に対するアンケート調査

当委員会は、当組合からの委嘱事項に関して幅広く情報収集することを目的として、当委員会への直接回答を求める形式で、2025 年（令和 7 年）8 月 1 日現在で在籍する当組合の役職員（同日入社 of 職員 1 名を除く合計 191 名）に対するアンケート調査（質問内容は別添 1 のとおり。以下「本件アンケート調査」という。）を実施し、合計 189 名から回答を得た（回答率 99%）。

当委員会は、その回答内容を検討するとともに、必要に応じて回答者に対する個別ヒアリングを実施するなどして参考情報とした。

（４）臨時通報窓口の設置

当委員会は、前同様、当組合からの委嘱事項に関して幅広く情報収集することを目的として、2025 年（令和 7 年）7 月 31 日から同年 8 月 29 日までの間、当組合役職員を対象とした臨時通報窓口を設置し、当委員会への情報提供を呼び掛けた。

情報提供の対象は、「（１）組合が、迂回融資および無断借名融資の手法を用いて、多額の融資金を不正に資金提供していたこと」及び「（２）組合の役員および従業員が、上記（１）または組合のその他業務に関連して、詐欺、横領、背任等の疑義のある不正行為をしていたこと」とし、情報提供方法はシティユーワ法律事務所宛の郵送又は同事務所にて開設した専用メールアドレスへのメール送信とした。

上記設置期間中、1 件の情報提供があり、当委員会は調査遂行上の参考情報とした。

(5) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、第三者委員会の上承を得て、その調査補助者である AI データ株式会社（以下「AI データ」という。）から、第三者委員会が保全したデータ及びそのレビュー環境の提供を受けた上、必要な範囲でこれら保全データの内容を精査した。

また、当委員会は、第三者委員会による保全データに加え、退職済みの元役職員に対して当組合から貸与されていた業務用携帯電話機についてもデータ保全・解析の必要があるものと判断し、当組合が本多洋八氏（当組合元理事長。以下「本多氏」という。）、坪井信浩氏（当組合元専務理事。以下「坪井氏」という。）、山野辺克明氏（当組合元理事。以下「山野辺氏」という。）及び e 氏（当組合元総務部副部長）から返還を受けて保管していた各業務用携帯電話機（退職済みの役職員から返還を受けて当組合が保管していた携帯電話機の全て）の提供を受け、AI データに依頼してそのデータを保全し、内容を精査した。

8 第三者委員会との連携

当委員会は、第三者委員会との間で複数回の打合せを実施し、第三者委員会から、その調査方法・結果等についての説明を受けるとともに、第三者委員会による調査の中で収集された資料のうち、第三者委員会が当委員会への提供可能と判断した資料の提供を受けた。

9 本調査の限界に関する留保

(1) 本調査における一般的な制約

当委員会による調査は、時間的な制約がある中、当組合の役職員、元役職員、その他関係者に対してあくまでも任意での協力を求め、それにより得られた資料・情報等に依拠して実施している。

可能な限り幅広く資料・情報を収集して分析し、多くの関係者から事実関係を聴取するなどして、可能な限りの事実の解明・原因の究明等に努めた。

しかし、今後、重要な情報等が当委員会に開示又は提供されていないことが明らかになった場合には、当委員会の事実認定や評価も変更される可能性があることを留保する。

（２）本調査実施における具体的な制約

本調査の調査対象期間の始期は 2004 年（平成 16 年）3 月である上、以下で述べるとおり、当組合における不正融資の発端は 1990 年代にまで遡るものであるため、古い時代のものを中心として、会計帳簿、証憑、稟議書類（当組合の規程上、稟議書類の保管期間は 5 年間である。）等の関連資料の収集には限界があった。

また、当組合元理事長の鈴木勇夫氏（以下「勇夫氏」という。）をはじめとして、本調査の開始時点において既に他界していた関係者も少なくない。

加えて、当委員会は、調査の過程において、Σ 氏（後記第 2・4 参照）、X2 社経営者の a 氏及び b 氏（後記第 2・5 等参照）、U1 社元代表取締役の壬氏（後記第 2・6（2）参照）らを重要人物として把握し、当委員会による調査への協力を繰り返し要請したものの、調査期間内に協力を得ることができなかった。

当委員会としては、十分な裏付け資料の確認ができず、また、本人の死亡又は協力拒否により重要人物の主張内容を確認できないなどの制約のある事項については、できる限り多くの関係者のヒアリングを実施するなどして、より慎重に事実認定を行ったものの、当委員会による調査には、上記制約による限界があったことを指摘しておく。

（以下余白）

第2 不正融資に関する事実関係（委嘱事項①）

当委員会は、第三者委員会報告書において、「不正融資によって捻出した資金のうち、8.5 億円～10 億円の使途が明確になっていないわけであり、当組合自身による調査・説明が必要である。」旨指摘されていることを踏まえ（第三者委員会報告書 76～81 頁）、その解明を主眼として本調査を行ったところ、結論として、当組合元役員らが不正融資の実行によって捻出した資金のうち、外部流出したと認められる資金については、当組合の元職員による着服横領（第三者委員会報告書において「乙事案」とされているもの）の補填を除けば、主として、反社会的勢力（以下「反社」という。）に該当するといふべき者からの不当要求に対する支払及び X2 社グループに対する提供資金に当てられたと認められるので、以下、詳論する。

なお、本報告書における反社との用語は、当組合の反社会的勢力対応管理規程に従い、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う集団または個人」（同管理規程第3条第1項）を指すものとし、その該当性についても、同管理規程に従い、属性要件（同条第2項）及び行為要件（同条第3項）に着目して総合的に判断している。

また、X2 社グループにつき、第三者委員会報告書においては、「X1 社グループ」と表記されているものの、同グループは、X2 社を中核として形成された企業グループである上（同グループについては後記第2・5で詳論する。）、当組合の役職員の間でも「X2 社グループ」という呼称が一般的であったことから、本報告書においては「X2 社グループ」と表記する。

1 不正融資の類型

当組合元役員らによって繰り返されていた不正融資は、以下のとおり、迂回融資、無断借名融資及び水増し融資の3類型に分類することができる。その内容等は以下のとおりである。

（1）迂回融資

当組合においては、融資限度額との関係等で当組合から特定の個人・法人（実質的な融資先）に対する融資を実行することが困難である場合に、別の個人・法人（名目上の融資先）を経由（迂回）して実質的な融資先に資金提供することを目的として、名目上の融資先を債務者として実行する不正な融資（以下「迂回融資」という。）が行われていた。

迂回融資は、名目上の融資先に対する融資実行につき、融資先の承諾を得て実行されるものであるから、当組合と名目上の融資先の間に債権債務を発

生させるものであり、会計上も、名目上の融資先を債務者とすることを前提として貸倒引当金の計上を検討する必要がある。

(2) 無断借名融資

ア 無断借名融資の手口の概要

当組合においては、江尻次郎氏（2004 年（平成 16 年）11 月から 2022 年（令和 4 年）6 月まで当組合理事長、同月から 2024 年（令和 6 年）11 月 1 日まで当組合会長。以下「江尻氏」という。）をはじめとする一部の元役員らによって、特定の個人の承諾を得ないまま、当該個人を債務者名義とする融資（手形貸付又は証書貸付）の名目で当組合の資金を不正に支出することが繰り返されていた。

本報告書においても、第三者委員会報告書に倣って、この方法による資金の不正支出のことを「無断借名融資」と定義することとする。

無断借名融資の手口の概要は、第三者委員会報告書 104～108 頁において、「無断借名融資の具体的手口」として詳論されているとおりである。

イ 無断借名融資の性質

無断借名融資は、名義を無断借用された個人が関与することなく実行されるものであるから、当該個人と当組合の間に金銭消費貸借契約に基づく債権債務を発生させるものではなく、当然のことながら、当組合は、債務者名義の個人から、無断借名融資実行によって不正に支出された資金を回収することはできない。

無断借名融資によって不正に支出された当組合の資金は、江尻氏の意向を踏まえながら、一部の元役員の判断に基づき（無断借名融資の実行を主導した役員の推移については後記第 2・2 で論じる。）、反社に対する提供資金、融資限度額を超えている大口融資先に対する提供資金、別の無断借名融資の利払いや返済のための資金等に当てられていた。

したがって、当組合への返済義務（無断借名融資の実行による当組合の損害を賠償する義務）は、江尻氏をはじめとする元役員が負うべきものであるから、会計上、無断借名融資による不正支出については「役員貸付」として計上するのが相当である。

(3) 水増し融資

当組合においては、元役員の交友者の関係会社等に対する融資の実行に

際し、融資金額を水増しして融資を実行した上（以下「水増し融資」という。）、元役員が、債務者から、水増し分の全部又は一部を現金で受け取ることがあり、元役員に交付された水増し分の現金は、反社への提供資金、無断借名融資の利払いや返済のための資金等として費消されていた。

水増し融資は、水増し分も含めて債務者の承諾を得て実行されるものであるから、債務者は、当組合に対し、水増し分を含む融資実行金額の全額についての返済義務を負うが、会計上は、融資実行金額の一部が、当組合役員への交付（当組合役員に環流されること）を前提とする水増しであったことを考慮しながら、貸倒引当金を計上する必要がある。

（４）不正融資との用語について

第三者委員会報告書においては、「不正融資」との用語につき、迂回融資及び無断借名融資の総称と定義されている。

本報告書においても、これに倣って、「不正融資」との用語は、原則として、迂回融資及び無断借名融資の２種類の総称を指すものとし、水増し融資を含む３種類の総称を指すものとして用いる場合には、その旨を注記することとする。

２ 無断借名融資を主導していた役員について

前記第２・１（２）イで指摘したとおり、無断借名融資を主導した歴代の役員らは、無断借名融資の実行による当組合の損害を賠償する責任を負うというべきであるところ、無断借名融資を主導した役員の推移は以下のとおりである（なお、第三者委員会報告書でも指摘されているとおり、一連の無断借名融資は、支店長、次長等の当組合職員らの協力の下、組織的に実行されていたものであるところ、本項の記述は、無断借名融資の実行に関与した職員の賠償責任を否定するものではないことを念のため付言する。）。

無断借名融資は、遅くとも 2008 年（平成 20 年）3 月期から繰り返されていたものであるところ、2024 年（令和 6 年）9 月頃の SNS への書込み等を契機として発覚するまでの間（前記第 1・1 参照）、一連の無断借名融資は、その全体につき、当組合理事長又は会長であり、最高責任者の立場にあった江尻氏の意向に従って実行されていたものである。

ただし、江尻氏は、個々の無断借名融資につき、債務者名義の選定（当組合役職員に親族・知人の名義貸しを依頼すること）、実行のための各種書類の作成、実行によって捻出された資金の用途先の詳細な割振り、返済期日・金額の管理等の実務的な差配については、下記図表 1 記載の専務理事又は常

務理事に委ねていた。

図表 1 無断借名融資実行を差配していた歴代役員（和暦の記載省略）

時期	役員	主な経歴
～2014 年 6 月頃	鈴木丈夫氏（以下「丈夫氏」という。）	2007 年 6 月 専務理事 2014 年 6 月 退任
2014 年 6 月頃 ～2020 年 6 月頃	猪狩正弘氏（以下「猪狩氏」という。）	2014 年 6 月 常務理事 2020 年 6 月 退任
2020 年 6 月頃 ～同年 10 月頃	本多氏	2020 年 6 月 専務理事 2022 年 6 月 理事長 2025 年 6 月 退任
2020 年 10 月頃 ～2024 年 9 月	坪井氏	2020 年 6 月 常務理事 2022 年 6 月 専務理事 2025 年 5 月 退任

さらに、丈夫氏ら無断借名融資の実行を差配していた歴代の役員は、X2 社グループへの出向経験のある d 氏や、江尻氏の運転手から昇格して総務部副部長等を務めた e 氏をして、新規実行や借換えの際の申込書類の作成、その実行によって捻出した現金の運搬（融資実行営業店から本店営業部への運搬）、個々の無断借名融資の情報管理（名義人、紹介者、金額、返済日、利率等）等の実務的な作業を行わせていた。

3 第三者委員会からの指摘事項等

第三者委員会報告書においては、当組合が、不正融資によって捻出した資金を X2 社グループに提供し、かつ、当該資金提供を組織的に隠蔽していた事案につき、「甲事案」との略語が用いられている。

第三者委員会は、甲事案に関する調査結果として、当組合が実行した不正融資の金額及び件数につき、2008 年（平成 20 年）3 月期から 2025 年（令和 7 年）3 月期までの間において、迂回融資（事業実態のないペーパーカンパニーである P1 社、P2 社及び P3 社（以下「PC 三社」という。）を名目上の融資先とするもの）が合計 18 億 1950 万円（54 件）、無断借名融資が合計 229 億 5228 万円（1239 件）であり、その合計金額は 247 億 7178 万円に上ると認定している（第三者委員会報告書 74～75 頁）。

その上で、第三者委員会は、上記 247 億 7178 万円のうち、（利息の計算方法によって多少の幅が生じるものの）合計約 224 億 7328 万円ないし約

226 億 2028 万円が不正融資の返済又は利払いとして当組合に還流し、その余の合計約 21 億 5149 万円ないし約 22 億 9849 万円が外部流出したと認定している。

さらに、第三者委員会は、外部流出した資金の使途先につき、甲事案における外部流出金額（X2 社グループに対する提供資金額）は合計 11 億円程度、当組合の元職員による着服横領分（乙事案）の補填処理に要した金額は多く見積もっても 2 億円程度であり、その合計は 13 億円程度にとどまることから、不正融資の実行金額のうち約 8.5 億円ないし約 10 億円の使途先は不明であり、更なる調査による要解明事項と指摘している（第三者委員会報告書 76～81 頁）。

これに対し、江尻氏、丈夫氏、猪狩氏、坪井氏ら一連の不正融資（水増し融資を含む。）の実行に関与してきた当組合の元役員らは、第三者委員会から調査への非協力的な態度を厳しく指弾されるなどしたこと等を踏まえ、当委員会による調査において、一連の不正融資（水増し融資を含む。）には、X2 社グループに対する資金提供のみならず、長年にわたって継続されてきた反社からの不当要求に対する多額の支払が深く関係していることを赤裸々に告白するに至り、かつ、当委員会は、当組合役員らと反社との関係を裏付ける複数の録音データ等の客観証拠を確認した。

これを踏まえて当委員会が認定した事実関係は以下のとおりである。

4 反社からの不当要求に対する支払について

（１）反社からの不当要求に対する支払開始の経緯

ア 時代背景

1992 年（平成 4 年）から 2001 年（平成 13 年）までの間、勇夫氏が当組合の理事長を務めていた。

勇夫氏が当組合の理事長に就任した当初、我が国においては、戦後最大の総会屋事件ともいわれる第一勧業銀行総会屋事件（1994 年（平成 6 年）から 1996 年（平成 8 年）までの間、同銀行の幹部によって総会屋に対する 100 億円超の不正融資が行われていたとして、同銀行幹部らが商法違反（特定の株主に対する利益供与）で有罪判決を受けた事件）が摘発されたこと等からもうかがわれるとおり、金融機関が、総会屋をはじめとする反社との関係を断ち切ることは必ずしも容易ではない状況にあった。

イ 当組合から反社に対する資金提供開始の経緯

そのような時代背景の下、当時の当組合の状況を知る江尻氏や丈夫氏に

よれば、以下のとおり、遅くとも 1990 年代には、当組合においても、反社に該当するというべき者に対する資金提供が断続的に繰り返されていたことがうかがわれる。

すなわち、勇夫氏の理事長就任当初から、当組合の理事の中には、暴力団関係者との交友関係を有し、融資の実行等に際してその便宜を図る者が存在しており、暴力団関係者との交際を続けるうちに弱みを握られるなどして、金銭の支払を要求される者もいた。

そのような中、1994 年（平成 6 年）頃には、当組合本部や勇夫氏らの自宅周辺等において、全国規模の右翼団体により、勇夫氏をはじめとする当時の当組合幹部の素行や、当組合と暴力団関係者の癒着を激しく糾弾する旨の街宣活動が繰り返されるなどの事態が発生した。

そのような中、当時、当組合β支店の大口融資先であったΣ氏が、勇夫氏らに対し、当組合と右翼団体の仲介役を務める旨申し出るとともに、街宣活動を中止させるための解決料の名目で 3 億円超の現金の支払を要求し、勇夫氏らは、これに応じて、当組合の資産からΣ氏に 3 億円超の現金を支払ったとのことである。

江尻氏（当時、当組合総務課長）は、当組合からΣ氏に支払われたという上記 3 億円超の現金につき、当組合に納税充当金として積み立てられていた資金を切り崩して捻出した旨説明している。

この点、当時の当組合決算書によれば、当時の当組合には、納税充当金の勘定科目において 10 億円程度が計上されていたところ、1994 年（平成 6 年）3 月から 1995 年（平成 7 年）3 月までの間、当該勘定科目において、確定申告時や税金支払時でないタイミングでの合計約 3 億 6000 万円の減少が認められる。当委員会が入手できた資料の限りでは、その減少原因は判然としないものの、少なくとも納税に当てられた形跡はなく、上記納税充当金の減少分がΣ氏への支払に当てられたとしても矛盾はない。

加えて、当時は公認会計士による外部監査も実施されておらず、不正な会計処理を行うことが比較的容易であったこともあり、納税充当金からの 3 億円超程度の一時的な流用は可能であったと考えられる。

（2）Σ氏について

Σ氏と暴力団等との関係は必ずしも明らかではないものの、当組合においては、勇夫氏が理事長を務めていた当時から、Σ氏につき、少なくとも暴力団関係者と親交を有する周辺者と位置づけられていた。

実際、Σ氏は、以下で詳論するとおり、上記 3 億円超の支払要求を皮切り

に、少なくとも 2016 年（平成 28 年）12 月頃までの間、断続的に、勇夫氏や江尻氏ら当組合元役員に対する億単位の不当要求を繰り返したものである上、当委員会は、Σ 氏が、不当要求を繰り返す中で、当組合元役員に対し、自らの背後に首都圏に拠点を置く暴力団幹部がいることを示唆する旨の発言をしている録音データも確認している。

このような事情に鑑みれば、Σ 氏については、「不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有」し（当組合反社会的勢力対応管理規程第 3 条第 2 項（3））、かつ、「法的な責任を超えた不当な要求行為」（同条第 3 項（2））を繰り返す者として、反社に該当する人物というべきである。

それにもかかわらず、勇夫氏が当組合理事長を務めていた当時から、勇夫氏をはじめとする当組合元役員の中には、Σ 氏との関係維持に努め、Σ 氏に対し、株式投資や同氏の親族が経営する飲食店の運転資金のための融資を繰り返すなどする者がおり、江尻氏においても、当時の当組合役員と共に、Σ 氏と飲食し、数回にわたって海外旅行に行くなどの関係にあった。

（3）反社に対する資金提供の継続と無断借名融資の開始等

反社からの脅しに屈して資金提供を行った場合、そのことも弱みとなり、その後も繰り返し、反社による不当要求の餌食となることは容易に想像できるところである。

江尻氏らによれば、当組合においても、勇夫氏は、1994 年（平成 6 年）頃に Σ 氏に 3 億円超の現金を支払って以降（前記第 2・4（1）イ）、2001 年（平成 13 年）6 月までの理事長在任期間中、断続的に、Σ 氏から、右翼団体による街宣活動の再開等を示唆されては、その解決のためと称する金銭の支払を要求され、数回にわたって、合計数億円に上る支払をしたことがうかがわれる（この点、念のため付言するに、当委員会の調査の限りでは、Σ 氏と右翼団体の関係は判然とせず、あたかも右翼団体に対して街宣活動をコントロールできるほどの影響力を有しているかのような Σ 氏の言動はブラフにすぎなかったとも考えられる。）。

そのほか、勇夫氏は、自治体や企業における不祥事追及等を主眼とする情報誌の関係者からも、勇夫氏をはじめとする当組合関係者による不正を暴く旨脅されて、1997 年（平成 9 年）頃、担保価値不十分な絵画を担保とするなどして 8 億円の融資を実行したこともあった（当該融資は、全く元本回収が行われないまま、2004 年（平成 16 年）までに全額償却された。）。この点、上記情報誌自体に反社該当性は認められないものの、その誌面において不正を暴く旨脅迫して上記融資を実行させた個人については、「社会運動等標榜

ゴロ」若しくは「これらに準ずる者」（当組合反社会的勢力対応管理規程第3条第2項本文）であり、かつ、「法的な責任を超えた不当な要求行為」（同条第3項（2））をした者として反社に該当するというべきである。

このように、1990年代から、勇夫氏らは、反社からの要求に屈して億単位の現金支払を断続的に繰り返していたものの、江尻氏や丈夫氏によれば、勇夫氏の理事長在任期間中は、かろうじて、当組合内部の積立資金の切り崩しや、勇夫氏の親交者等の協力を得て水増し融資を実行することにより、反社に支払うための資金を捻出していた。

例えば、1990年代当時、ラブホテル経営は利回りの良い投資案件であったところ、勇夫氏らは、ラブホテル経営者にラブホテルの売り物件を紹介するなどして新規投資を誘引した上、当該経営者の協力を得て水増し融資を実行し、その水増し分を現金で戻してもらうなどして数億円を捻出し、反社に支払うための資金に当てていた。

また、勇夫氏の理事長在任期間中、勇夫氏は、反社に支払う資金を捻出するため、当組合の大口融資先であったX2社経営者のa氏や、V社経営者のΩ氏（故人）から多額の借入れを行うこともあった。江尻氏らによれば、その借入金額は、a氏から合計2億円、Ω氏から5000万円であったとのことであるが、これらの借入金についても、水増し融資の水増し分が勇夫氏に還流されていたにすぎないと考えられる。

しかしながら、その後も、当組合の元役員らは、反社との関係を断ち切ることができず、反社からの脅しに屈して資金の支払を継続したことから、2000年代にX2社グループへの提供資金の捻出のために無断借名融資という最悪の禁じ手に及ぶようになってからは（後記第2・5で詳論する。）、反社に対する支払に当てるための資金を捻出する際にも、無断借名融資の方法を用いるようになっていった。

（4）江尻氏の理事長就任後の反社に対する資金提供の概要等

江尻氏は、2004年（平成16年）11月、勇夫氏の後任の理事長であった四家栄安氏（以下「四家氏」という。）の急逝に伴い、当組合の理事長に就任したものであるところ、当委員会による調査の限りでは、四家氏の理事長在任期間中（2001年（平成13年）6月から2004年（平成16年）11月）においては、四家氏の判断で反社への資金提供が行われたことをうかがわせる資料や供述はない。

また、当時、我が国においては、1997年（平成9年）の商法改正によって、いわゆる利益供与罪等の罰則が強化され、2007年（平成19年）には、

法務省から「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（いわゆる企業暴排指針）が発出されるなど、企業活動からの反社の排除が急速に進展していた。

しかし、江尻氏の理事長就任後、当組合は、再び、右翼団体から江尻氏らを標的とする街宣活動を受けるなどするようになり、これに乗じたΣ氏らからの不当要求も受けるようになった。

これに対し、江尻氏らは、反社との関係断絶に向けた取組みが進む時代の流れから取り残されるように、反社との関係を断ち切ることができないまま、反社からの不当要求に対する支払を継続した。

江尻氏によれば、理事長に就任して以降に反社に支払った金額は合計 10 億円前後に上るとのことであるが、反社に対する資金提供の経過を記した書面等は収集できておらず、また、事案の性質上、そのような書面等が作成されていたとも考え難いため、反社に対する資金提供の全容を詳細に解明するのは困難である。

ただし、反社に対する資金提供の状況につき、当委員会による調査の限りでも、少なくとも、以下のとおりの資金提供が行われた事実を具体的に認定することができる。

（５）情報誌関係者への 1.5 億円の支払（2007 年頃）

江尻氏、丈夫氏らによれば、江尻氏は、2007 年（平成 19 年）ないし 2008 年（平成 20 年）頃、自治体や企業における不祥事迫及等を主眼とする情報誌（前記第 2・4（3）記載の情報誌とは別の情報誌）の関係者から、江尻氏をはじめとする当組合関係者による過去からの不正を暴く旨脅されて金銭の支払を要求され、これに屈して、1.5 億円程度の現金を用意した上、丈夫氏らにその現金を郡山市内まで運ばせて、上記関係者に支払った（当該関係者個人についても、「社会運動等標榜ゴロ」若しくは「これらに準ずる者」であり、かつ、「法的な責任を超えた不当な要求行為」をする者として反社に該当するというべきである。）。

江尻氏は、上記現金につき、おそらく無断借名融資の実行によって捻出したと思う旨説明しているところ、実際、2008 年（平成 20 年）3 月に合計約 3 億円の無断借名融資による不正支出が行われており、その一部が上記情報誌関係者への支払の原資となったとしても何ら矛盾はない。

（６）Σ氏に対する 1 億円の支払（2008 年頃）

江尻氏及びその学生時代の同級生である△氏によれば、江尻氏は、ラブホ

テル経営に興味をもっていた△氏の協力を得て、かつて勇夫氏が行っていた水増し融資の方法を踏襲し、2008年（平成20年）4月以降、複数回にわたり、△氏が関与する会社の中古ラブホテルの購入資金や改修費用の融資を実行する際、架空の改修費用を計上させるなどして、数千万円ないし1億円程度の水増し融資を実行した。

この点、△氏は、2008年（平成20年）4月頃から2010年（平成22年）10月頃までの間に当組合から受けた融資（4件で合計約10億円）の中から、当時当組合の嘱託職員であったΨ氏を介するなどして、合計約2億2000万円を江尻氏に交付した旨供述しているものの、江尻氏の説明内容とは乖離がある上、△氏自身、「必ずしも自分の記憶に自信があるわけではない。」旨述べており、△氏の上記説明内容を確実に裏付ける資料等も存在しないとのことであるから、全面的に△氏の説明に従った事実認定を行うことは困難である。

しかしながら、△氏は、上記説明の中で、「2008年（平成20年）12月、いわき市平地区所在のMホテルの購入や改修等のための資金として当組合から合計3億6300万円の融資を受けた際、その中から、Ψ氏を介して合計1億円の現金を江尻氏に交付した。」旨説明しているところ、Ψ氏は、当委員会の調査において、「2008年（平成20年）12月以降に、Mホテルの購入や改修等のための資金として、当組合から△氏の関連会社に数回に分けて合計3億6300万円を融資した際、江尻氏からの指示の下、△氏から現金5000万円を受け取り、さらに、その半年後くらいに、再び△氏から現金5000万円を受け取った。各5000万円の現金は、いずれも、△氏から受け取ってから数日後、私が江尻氏を車に乗せて、公園の駐車場等に連れて行き、江尻氏が、車に乗り込んできたΣ氏に『これで最後だからな。』などと言いながら渡した。」旨説明している。

Ψ氏の上記説明は、詳細かつ具体的である上、△氏の説明内容とも符合しており、十分に信用できるといえるから、江尻氏は、2008年（平成20年）12月以降、約半年の間に、Σ氏に対し、2回にわたって、△氏の関連会社に対する水増し融資で捻出した合計1億円の現金を支払ったものと認められる。

なお、江尻氏が△氏の協力を得て水増し融資を実行した案件は、上記Mホテルに係る融資案件以外にも数件存在することがうかがわれるものの、上記のとおり、江尻氏と△氏の説明内容が互いに一致せず、かつ、裏付けとなる資料も入手できていない。そのため、当委員会としては、△氏の関連会社に対する水増し融資については、少なくとも、Mホテルに係る融資案件において、1億円以上を水増しした融資が実行され、その中から、Ψ氏を介して

江尻氏に合計 1 億円が交付されて Σ 氏への支払に当てられたとの範囲で事実を認定する。

(7) Σ 氏に対する 1 億円の支払 (2016 年 12 月頃)

ア 背景事情

(ア) 平地区中心部のオフィステナントビル関連の融資について

江尻氏は、2014 年（平成 26 年）3 月頃、知人から、融資案件として、いわき市平地区の中心部に位置する N ビルの所有者が同ビルの売却を希望している旨の情報を聞知した（以下、N ビルの売買に係る当組合からの融資案件を「N ビルの融資案件」という。）。

N ビルは、立地条件が良く、入居率も高かった上に、入居者の多くがスーパーゼネコンや大手保険会社の営業所等の支払能力に問題のない法人となっており、N ビルの購入は高い利回りを期待できる優良投資案件であった。

そこで、江尻氏は、N ビルの融資案件につき、水増し融資を実行することにより、無断借名融資の返済等に当てるための資金を捻出しようと考え、2014 年（平成 26 年）3 月頃、丈夫氏及び当時当組合の常務理事・融資部長であった鶴岡利明氏（以下「鶴岡氏」という。）と協議した際、丈夫氏らにその考えを伝えた。

この点、当委員会は、その協議の際のやり取りを鶴岡氏が隠し撮りしたと思われる動画ファイル入手して検証したところ、当該動画ファイルには、江尻氏らが、「これ（注：N ビルの融資案件のこと）で 4～5000 万使えるような金、無事出来れば。」「やっぱり、1 年間で、証書貸付と**（注：聴取困難）で 4～5000 万、5000 万近くかかる。」などと話した上、当時の無断借名融資のリストと考えられる書面を使いながら、「一番は預担のやつから消していかなきゃなんねえべ。」などの会話を交わす場面が撮影されており、その内容からも、江尻氏らが、N ビルの融資案件を利用して、4000 万円ないし 5000 万円程度の現金を作り、無断借名融資の返済等に充当することを企図していたことは明らかである。

また、上記動画ファイルに撮影されたやり取りの中で、江尻氏らは、「Σ 氏は金もかかるから、3000 万円くらいは俺にも欲しいという話らしいんだな。」「Σ 氏が 3000 万って話らしいんだ。」などの会話も交わしており、江尻氏らは、N ビルの売買につき、Σ 氏が関与していて、何らかの利益を得ようとしていることを認識していたと認められる。

(イ) G 社に対する融資実行の経緯等

上記動画ファイルに録画されたやり取りの中で、江尻氏は、鶴岡氏に対し、「考え方を常務の方で整理してもらわなくちゃならねえ。」などと言って、N ビルの融資案件への対応を指示しているところ、実際、その後、N ビルの融資案件については、鶴岡氏が重要な役割を担ったと考えられる。

すなわち、N ビルの融資案件につき、当組合は、鶴岡氏から当時の当組合 Q 支店支店長に対する指示の下、同支店を担当営業店として、2014 年（平成 26 年）5 月初め頃から、G 社代表取締役丁氏との間で、融資実行に向けた交渉を開始した。

鶴岡氏は、丁氏と同じ大学の出身であり、従前から互いに親交を有していたものである上、2014 年（平成 26 年）6 月に当組合理事を退任した後、G 社の株主となって、丁氏によれば、最大で 50% の同社株式を保有するなど、同社の経営に相当の影響力を有していたものと考えられる。

そして、当組合は、G 社に対し、同年 8 月 28 日、N ビルの購入資金及び改修工事費用等として、6 億 9150 万円の融資を実行し、さらに、2015 年（平成 27 年）3 月 20 日、N ビルの改修工事費用等として、2 億 2000 万円の追加融資を実行したところ、実行金額合計 9 億 1150 万円のうちの少なくとも合計 3 億 6400 万円は、丁氏らが大阪市内のいわゆる B 勘屋（脱税等の道具としての架空領収書の発行等を業とする者）から買い取った内容虚偽（架空）の見積書や領収書に基づいて実行されたものであった。

G 社は、当組合からの融資により、2014 年（平成 26 年）8 月 28 日、N ビルを購入していたものの、翌 2015 年（平成 27 年）10 月には、N ビルを H 社に 9 億 9300 万円で売却し（その購入代金のうち 9 億 4000 万円は、当組合から同社に対する融資で賄われた。）、当時の当組合からの融資残高合計 8 億 7800 万円との差額 1 億 1500 万円の差益を得た。

すなわち、N ビルの購入・売却により、G 社は、当組合からの融資における水増し分として合計 3 億 6400 万円のほか、上記差益の 1 億 1500 万円の現金を獲得したものであるところ、丁氏や猪狩氏によれば、そのうち 4000 万円が鶴岡氏に分配され、当該 4000 万円は鶴岡氏から元役員らに交付されて無断借名融資の返済や利払いに当てられたとのことであり、これが、2016 年（平成 28 年）夏頃以降の Σ 氏から江尻氏に対する金銭支払要求（後記第 2・4（7）イ）の引き金となった。

イ Σ 氏に対する 1 億円の資金提供に至る経緯等

N ビルの売買については、江尻氏に話が持ち込まれた当初から、Σ 氏が関与していたと考えられるところ、江尻氏や坪井氏らによれば、2016 年

(平成 28 年) 夏頃以降、江尻氏は、Σ 氏から、「鶴岡氏が、N ビル売買による G 社の利益の中から分配を受けて、組合における一連の不正融資の返済資金に当てた。」などとして、その口止め料としての金銭の支払を要求されるようになった(なお、この要求とは別に、鶴岡氏自身も、Σ 氏から、G 社の資金を着服したなどとして金銭の支払を求められ、2017 年(平成 29 年) 10 月、猪狩氏に依頼するなどして組合員の親族名義の無断借名融資で捻出した 4100 万円を Σ 氏に交付した。)

江尻氏及び坪井氏の説明や、坪井氏と Σ 氏の電話でのやり取りの録音データ(後記第 2・4(8) 参照)等によれば、江尻氏は、2016 年(平成 28 年) 夏頃から始まった Σ 氏からの上記要求に屈し、同年 12 月頃、坪井氏に指示して現金 1 億円を準備させた上、いわき市平地区所在の商業施設の駐車場において、自ら Σ 氏と接触して、現金 1 億円を手交したものと認められる。

坪井氏によれば、当該現金 1 億円は、江尻氏からの指示に従い、当時、e 氏に管理させていた簿外保管現金数千万円(無断借名融資によって捻出した現金)に加え、当組合本部の金庫に非常用現金として保管されていた「経理部管理現金」と称する 3 億円程度の現金(実際には、経理部の管理下には置かれておらず、坪井氏ら当組合役員の判断での持出しが可能であった。)の一部を流用することによって準備し、その後、無断借名融資で作った現金でその穴埋めを行ったとのことである。

この点、坪井氏らは、元職員の着服横領(第三者委員会報告書において「乙事案」とされている事案)による当組合の損失合計約 2 億円の補填にあたっても、その一部につき、「経理部管理現金」を流用していたため、その穴埋めの完了までには相当の期間を要し、結局、2023 年(令和 5 年)頃になって、ようやく「経理部管理現金」の欠損分の穴埋めを完了させた。

その間、監査法人による外部監査も実施されていたが、坪井氏らによれば、当時、当組合本部の金庫の現金実査は行われていたものの、当組合本店営業部の金庫の現金実査は行われていなかったため、当組合本部金庫内の経理部管理現金の欠損分については、当組合本店営業部金庫内の現金を一時的に移動させることによって監査を掻い潜っていたとのことである。

(8) Σ 氏からの更なる資金提供要求

Σ 氏は、上記のとおり、2016 年(平成 28 年) 12 月頃、江尻氏から 1 億円の支払を受けたにもかかわらず、翌 2017 年(平成 29 年) 9 月頃から、再び、N ビルの融資案件に関連付けて江尻氏を脅して多額の現金を支払わせる

ため、繰り返し、江尻氏の携帯電話や当組合に電話をかけてくるようになった。

これに対し、江尻氏は、ようやく、Σ氏からの支払要求を拒絶する決意を固め、Σ氏からの電話に応答せず、Σ氏から当組合宛ての電話についても、坪井氏が対応して、江尻氏に取り次ぐことをしなかった。

坪井氏は、当時の電話でのΣ氏とのやり取りを録音していたところ、その録音データには、坪井氏が、Σ氏に対し、「Σ氏に1億やりましたよね。」、「結果的に1億渡したじゃないですか、12月に。」などと言って、Nビルの融資案件に関し、Σ氏からの要求に応じて、2016年（平成28年）12月に1億円を支払い済みであることを伝えながら、暗に、それ以上の支払には応じられないとの意向を伝える状況が録音されている。

さらに、上記録音データには、Σ氏が、坪井氏が江尻氏に電話を取り次ぐとせず、江尻氏を直接脅すことができないことに業を煮やし、坪井氏に対し、「あったまんま放送（注：街宣活動のこと）でされるよ。」、「目の前さ行って、あったことを。お金持って行ったことも何も。それを俺聞いてっから。終わりになっちゃうべ。従業員の前でみんなやられっから。終わりになるよ。」、「本人（注：江尻氏のこと）がそういう気にいるならば、俺とはもう終わりだから、俺は俺の考えになるよ、坪井さん。」、「俺はもう一切構わないよって言うよ。終わりだよ。辞めるようになるよ。行員の前でやられるよ。それは俺聞いてっから。聞いたから、俺言うんだけど。」などと、露骨に、自らの要求に応じないならば、当組合に対する街宣活動を抑え込むことができない旨を述べて脅迫する状況が録音されている。

これに対し、江尻氏らは、2018年（平成30年）4月、Σ氏の子に3億円の融資を実行すると同時に（当該融資実行の妥当性には疑いが残ることにつき、後記第3・1（1）で論じる。）、Σ氏から、「私は、いわき信用組合に対し、今後一切金銭の要求をせず、いささかの迷惑もかけないことを確認します。」旨記載した確認書（以下「Σ氏確認書」という。）の提出を受けるなどして、2017年（平成29年）以降、Σ氏からの金銭支払要求に応じなかったと考えられる。

しかし、上記録音データにおけるΣ氏と坪井氏のやり取りやΣ氏確認書の文面こそ、まさに、江尻氏ら当組合元役員が、長年にわたり、Σ氏から、街宣活動実施等を示唆する脅迫を受け、これに屈して資金提供を繰り返してきたことを如実に物語るものといえる。

(9) 反社に支払われた金額の推定

以上のとおり、当組合の一部の元役員らは、遅くとも 1994 年（平成 6 年）頃から、少なくとも 2016 年（平成 28 年）頃までの間、Σ 氏をはじめとする反社からの脅しに屈して、反社に対する現金の支払等を断続的に繰り返してきた。

そのうち、2004 年（平成 16 年）11 月に江尻氏が当組合理事長に就任して以降の反社に対する支払金額につき、江尻氏は、「合計 10 億円前後に上ると思う。」旨説明している。

実際、前記第 2・4（5）ないし（8）で具体的に指摘したとおり、江尻氏らが Σ 氏や反社というべき情報誌関係者個人に支払っていた金額は 1 回あたり 1 億円前後に上っていた上、2016 年（平成 28 年）12 月に江尻氏が Σ 氏に 1 億円を支払った後、その翌年の夏頃には、早くも、Σ 氏から更なる支払要求が行われているのであり、江尻氏から反社に対する支払の頻度は相当に高かったと考えられる。

加えて、丁氏ら Σ 氏を知る人物によれば、Σ 氏は大金を手にしても短期間のうちに違法ギャンブル等に全て費消してしまう傾向があったことがうかがわれる。

以上の事情を総合すると、江尻氏が理事長に就任した 2004 年（平成 16 年）から、Σ 氏に対する最後の支払が行われたと考えられる 2016 年（平成 28 年）までの約 13 年間に反社に総額 10 億円前後の現金を支払った旨の江尻氏の説明は不合理なものではなく、不正融資（水増し融資を含む。）によって捻出された現金のうち 10 億円前後の現金が反社からの不当要求に対する支払に当てられたと考えられる。

5 X2 社グループへの資金流出の状況等

(1) X2 社グループの構成

X2 社グループは、a 氏及び妻の b 氏が経営する X2 社を中心として、X5 社、X3 社、X1 社、X4 社及び A 社の 6 社で構成され、本業の土木建設業のほか、温泉施設である「X1 社施設」及び「A 社施設」並びに X4 社施設の運営を主たる事業としていた。

なお、A 社施設を運営していた A 社は、2008 年（平成 20 年）3 月、a 氏及び b 氏らが所有していた同社の株式が第三者に譲渡されるなどして、X2 社グループから分離されることとなった。

(2) X2 社グループへの不正な資金提供に至る経緯

当組合は、2002 年（平成 14 年）7 月、つばさ信用組合と合併したものであるところ、合併前の当組合及びつばさ信用組合のいずれにおいても、X2 社グループは大口融資先であり、当該合併によって X2 社グループに対する融資残高は増大し、2003 年（平成 15 年）3 月期末時点における X2 社グループ並びに a 氏及び b 氏ら個人に対する融資残高の総額は 47 億円を超過する状況となった。

このような中、当組合は、X2 社グループの財務状況の実態把握及び経営改善指導を行うため、2004 年（平成 16 年）1 月以降、f 氏らを出向させたものの（同月以降、2011 年（平成 23 年）5 月までの出向者は、f 氏のほか、白岩哲彦氏（以下「白岩氏」という。）、d 氏、坪井氏ら合計 6 名に及んだ。）、X2 社グループの経営状況は改善せず、運転資金が不足し、当組合からの融資の利払いにも窮する事態が続いていた。

一方、当組合の信用リスク管理規程（2004 年（平成 16 年）3 月 1 日施行）において、一つの企業グループに対する与信リミットは 10 億円と規定されており、10 億円を超過する融資は原則として認められないこととされていたため、X2 社グループに対する正規の追加融資の実行も困難な状況であった。

このような状況を踏まえ、江尻氏ら当時の当組合役員らは、X2 社グループの経営状況や返済状況の悪化に伴う債務者区分の引下げとなった場合の貸倒引当金の積増しによる当組合の自己資本比率の致命的な低下等を回避するため、a 氏や b 氏らと協議の上、2004 年（平成 16 年）3 月頃から、PC 三社を通じた迂回融資の方法による X2 社グループへの資金供給を断続的に繰り返した。

しかし、迂回融資の規模が拡大していくにつれ、江尻氏らは、その発覚をおそれ、遂に、2007 年（平成 19 年）3 月、当組合元役職員の親族・知人らの名義を冒用して 4 件の無断借名融資を実行したことを皮切りに、以降、無断借名融資を繰り返して、当組合から X2 社グループに対する融資の利払い、迂回融資の返済、X2 社グループへの資金提供等を行った（以下、X2 社グループに対する融資の利払い、迂回融資の返済、X2 社グループへの資金提供等のための支出を総じて「X2 社グループ関連の支出」という。）。

この点、2008 年（平成 20 年）3 月に A 社施設が売却されており、その資金の一部が、X2 社グループの運転資金や当組合からの融資の利払い等に当てられたこともあって、同年 4 月頃から同年 11 月頃までの期間においては、新たな無断借名融資による資金提供が行われた形跡はない。

しかしながら、同年 12 月以降、X2 社グループの資金繰りが再び悪化した

ことから、江尻氏は、X2 社グループ関連の支出のための無断借名融資を再開し、その後、2011 年（平成 23 年）3 月の東日本大震災の影響による X1 社施設の営業休止を機に当組合から X2 社グループへの資金提供を中止するまでの間、X2 社グループ関連の支出のための無断借名融資を繰り返した。

（３）X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の金額

ア 2010 年（平成 22 年）6 月末時点

当委員会は、第三者委員会から、当組合の役職員からの提出資料として、「平成 22 年 6 月 30 日現在 差し替え後の B 手形期日一覧」と題する一覧表の提供を受けた。

当該一覧表には、62 件の「融資」（実行金額合計 10 億 5370 万円）についての口座名義人、紹介者、金額、期日、利率等が記載されているところ、当該一覧表の表題の中に、当組合における無断借名融資の隠語である「B 資金」の「B」という文字が含まれている上、当該一覧表の末尾に「X2 社グループ支援資金として、最低でもグループの当組返済分 18,000,000 円、X2 社グループランニングコスト分 4,000,000 円の計 22,000,000 円の資金援助をしてきたところであるが（中略）再協議中であることから先月同様支援せずとし、6 月の当組返済分についても延滞状態とした。」旨の注記が行われていることからすると、当該一覧表は、2010 年（平成 22 年）6 月末頃、当組合役員らの間で、X2 社グループ関連の無断借名融資の実行状況を確認するために作成されたものと考えられる。

その作成経緯に鑑みれば、当該一覧表には、2010 年（平成 22 年）6 月末時点における X2 社グループ関連の無断借名融資の全容がありのままに記載されていたと考えられるので、その時点までに X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の総額は合計 10 億 5370 万円であったと認められる。

なお、その金額は、当時、a 氏及び b 氏との間でも確認されたことがうかがわれる。

すなわち、当時、当組合役員らは、a 氏及び b 氏から、2010 年（平成 22 年）7 月 29 日付けで「私どもは、X1 社の維持・存続のため平成 22 年 6 月 30 日現在において貴組合からの借名により調達した弁済すべき債務額が金八億五千参百七拾万円も存在している事を確認し正に認めます。」と記載された債務承認書の作成・提出を受けているところ、当該債務承認書は、a 氏及び b 氏に対し、X2 社グループのために実行された無断借名融資の返済義務を負うことを確認させるためのものであった。

上記債務承認書記載の金額は、本来、10 億 5370 万円とされるべきであったものの、上記債務承認書作成の際、a 氏及び b 氏から、勇夫氏が理事長を務めていた期間中の勇夫氏に対する合計 2 億円の貸付（前記第 2・4（3））が未返済である旨主張されたことなどから、10 億 5370 万円から 2 億円が差し引かれて 8 億 5370 万円となったものである。

この点、前記第 2・4（3）で指摘したとおり、a 氏及び b 氏が主張した 2 億円の貸付については、当組合から X2 社グループに対する水増し融資の水増し分が勇夫氏に戻されたものにすぎないと考えられるが、いずれにせよ、a 氏及び b 氏からの主張を受け入れて債務承認書記載の金額が 2 億円減じられた事実は、X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の金額特定の上で何ら影響を与えるものではない。

したがって、上記債務承認書記載の金額（2 億円差引き前は 10 億 5370 万円）によっても、2010 年（平成 22 年）6 月末時点までに X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の総額は合計 10 億 5370 万円であったことが裏付けられているといえる。

イ 最終的な実行金額

f 氏らによれば、前記債務承認書作成後、再び、2010 年（平成 22 年）7 月から X2 社グループ関連の支出のための新たな無断借名融資が繰り返されるようになったものの、2011 年（平成 23 年）3 月発生の東日本大震災の影響による X1 社施設の営業休止を機に X2 社グループへの追加資金提供も行われなくなったものと認められる。

この点、2010 年（平成 22 年）7 月から震災前月の 2011 年（平成 23 年）2 月までの期間中（8 か月間）に、X2 社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の金額を確実に裏付ける資料等は入手できていない。

しかしながら、f 氏らの説明によれば、上記期間中においても、X2 社グループに対し、当組合からの正規の融資の返済及び利息の支払に当てさせるための資金提供を行っていたとのことであるところ、上記期間における当組合への正規融資返済額及び利息支払額は 1 億 8130 万円であり、その原資は無断借名融資によって捻出されたと考えるほかない。

以上の事情を踏まえ、当組合役員らが無断借名融資によって不正に捻出した資金のうち、X2 社グループに流出した金額は、少なくとも、2010 年（平成 22 年）6 月末時点の 10 億 5370 万円に、上記期間における当組合への正規融資返済額及び利息支払額の 1 億 8130 万円を加えた総額 12 億 3500 万円程度であったと認められる。

(4) X1 社施設の復旧作業に係る仮払金

当組合は、2011 年（平成 23 年）6 月 22 日開催の理事会において、X1 社施設における東日本大震災の際の津波による瓦礫撤去等の復旧作業のための費用として約 5000 万円を支出する旨を決議したところ、その支出の方法としては、「融資の判断が可能な時が到来するまで、同社に対する仮払金で対応」するものとされ、実際、当組合は、同年 7 月及び 9 月、当該復旧作業の施工業者である F 社に合計 5670 万円を支払って同額の仮払金を計上した。

それ以降、当該仮払金は、2025 年（令和 7 年）3 月期に至るまで精算されることなく計上され続けているが、上記 5670 万円の支出は X1 社施設の経営主体である X1 社に対する貸付にほかならず、与信リミットの関係で同社に対する融資が困難であったために便宜上仮払金として計上したにすぎないというべきであるから、当委員会としては、当組合において、上記仮払金としての計上を継続することの可否を検討する必要があると考える。

6 その他の流出先等の検討

第三者委員会報告書においては、無断借名融資によって不正に捻出された資金につき、「X2 社グループとは異なる別の企業・団体に資金提供が行われている可能性や、当組合役員による横領の可能性も排除することはできない。」旨指摘されていることから（第三者委員会報告書 80～81 頁）、当委員会は、当組合の大口融資先を中心に不正な資金流出の有無を追加調査するとともに、当組合元役員らによる個人的な着服横領の有無についても調査したところ、その結果は以下のとおりである。

(1) V 社への資金提供のための無断借名融資について

ア V 社及び関係法人の概要等

V 社は、1975 年（昭和 50 年）設立の不動産の賃貸及び管理等を業とする会社であり、当組合の理事を務めた経歴のある戊氏（故人）の妻の Ω 氏（1987 年（昭和 62 年）7 月代表取締役就任。2017 年（平成 29 年）11 月逝去。）や、子の己氏（故人。2018 年（平成 30 年）7 月代表取締役就任。2025 年（令和 7 年）5 月逝去。）らが代表取締役を務めていた。

Ω 氏や己氏は、V 社の経営のほか、特別養護老人ホームの経営等を目的とする I 法人の理事長や診療所経営等を目的とする J 法人の理事として、医療介護一体型サービス事業も行っていた。

イ V 社への資金提供のための無断借名融資の実行状況等

V 社は、従前から、合併前の当組合及びつばさ信用組合のいずれにおいても大口融資先であったが、その業績は低調のまま推移し、遅くとも 2002 年（平成 14 年）の当組合とつばさ信用組合の合併時には V 社の債務者区分は要注意先となっていた。

当委員会で融資履歴等を確認できた限りでも、2004 年（平成 16 年）3 月期末における V 社に対する融資残高は約 10 億 9700 万円であって、同年 3 月施行の当組合信用リスク管理規程に定められた 10 億円の与信リミットを超過していたところ、その後も業績の改善は見られず、2006 年（平成 18 年）3 月期には、当組合における V 社の債務者区分は要注意先から破綻懸念先にランクダウンし、当組合は貸倒引当金の計上を余儀なくされた。

このような状況の中、当組合 R 支店の歴代の支店長や、V 社関連の融資管理を担当していた白岩氏らによれば、鶴岡氏を中心とする当組合役員らは、V 社破綻による当組合への甚大な悪影響の発生を先延ばしするため、Ω 氏や己氏からの求めに応じ、2003 年（平成 15 年）頃から、同支店において、己氏が取締役として実質的に支配していたペーパーカンパニーである K 社を名目上の融資先とする迂回融資を断続的に繰り返して V 社に対する資金提供を行った（なお、2025 年（令和 7 年）3 月期末時点において、K 社に対する融資は完済されておらず、融資残高は 1998 万円である。）。

そればかりか、同支店においては、2003 年（平成 15 年）9 月から、Ω 氏や己氏らが、名義人本人の承諾を得ないまま、親族等の名義を無断で借用して融資申込みを行ってきた際、名義人本人の承諾がないことを知りながら、鶴岡氏や本多氏ら当組合役員の指示又は承諾の下、これに応じて融資を実行することも繰り返した。

当委員会の調査の限りでは、2003 年（平成 15 年）9 月以降に実行された庚氏を債務者名義とする融資、2005 年（平成 17 年）4 月以降に実行された v 氏を債務者名義とする融資及び 2010 年（平成 22 年）12 月以降に実行された w 氏を債務者名義とする融資は、いずれも、Ω 氏や己氏からの名義人本人に無断での申込みに対し、鶴岡氏ら当組合役員の指示又は承諾の下、実行されたものであり、2025 年（令和 7 年）3 月期末における融資残高は、庚氏名義のものが 3650 万円、v 氏名義のものが 4950 万円、w 氏名義のものが 6480 万円である。

念のため付言するに、庚氏、v 氏及び w 氏を債務者名義とする各融資につき、当組合 R 支店においては、名義人ではなく Ω 氏ないし己氏に対し

て返済期日等の連絡を行うことや、債務更新（借換え）手続等の際、実際には名義人本人の来店事実がないにもかかわらず、本人が来店した旨の記録を残すこと等の取扱いをすることが担当者間の引継ぎ事項とされていたものであり、上記各融資に関与した当組合の役職員のいずれもが、名義人に無断で実行された融資であることを認識していたことは明らかである。

また、従前、当組合から I 法人に対する融資が実行されたこともあったところ（ただし、2025 年（令和 7 年）3 月期末時点における融資残高はない。）、I 法人の設立時から事務長や理事を務めてきた現理事長（己氏の後任の理事長）によれば、I 法人において、理事会決議等の当組合から融資を受けるための所定の手続が取られたことはないとのことであり、当組合から I 法人に対する融資についても、Ω 氏や己氏が無断で I 法人の名義を使って融資を受けたものであり、いわば無断借名融資であったと認められる。

なお、K 社を介した迂回融資並びに庚氏、v 氏及び w 氏の名義を無断借用した融資によって当組合から流出した資金 1 億 7078 万円の一部ないし全部は、V 社の運転資金等に当てられたものと考えられるが、Ω 氏及び己氏とも他界していてヒアリングを実施することができないので、I 法人や J 法人等の他の関係法人の用途に当てられた事実の有無等は判然としない。

ウ 庚氏らを債務者名義人とする融資の会計処理について

庚氏、v 氏及び w 氏を債務者名義とする前記各融資は、いずれも名義人本人の承諾を得ないまま無断で実行されたものであるから無断借名融資に分類されるべきものではあるものの、当組合役職員のみによって実行されたものではなく、外部者である Ω 氏又は己氏が、名義人の選定、融資申込書等の関係書類の作成等を行っており、これらの Ω 氏又は己氏の積極的関与の側面だけに着目すると、Ω 氏又は己氏に対する貸付けとして会計処理すべきとも思われる。

しかしながら、鶴岡氏や本多氏ら当組合の元役員は、前記各無断借名融資につき、Ω 氏又は己氏からの融資申込みが名義人の承諾なく無断で行われているものであることを知りながら、Ω 氏又は己氏から求められるままに融資実行を指示又は承諾していたのである。

したがって、前記無断借名融資実行につき、鶴岡氏や本多氏ら当組合役員において、善管注意義務違反又は不法行為による損害賠償責任を免れることはなく、当組合からの流出金額相当の弁済義務を負うというべきであるから、当委員会としては、庚氏、v 氏及び w 氏を債務者名義とする無断

借名融資についても役員貸付として会計処理すべきと判断した。

(2) U1 社等に対する融資の回収について

第三者委員会報告書でも指摘されているとおり、当組合は、従前、大口融資先である U1 社に対する資金提供のために、ペーパーカンパニーである U2 社（を迂回先とする迂回融資を行っていたものであり（第三者委員会報告書 154 頁）、2005 年（平成 17 年）12 月期における当組合の U1 社に対する融資残高は 20 億円余り、U2 社に対する融資残高は 11 億円余りに上っていた。

しかし、当組合の U1 社及び U2 社に対する融資は 2016 年（平成 28 年）3 月期までに全額返済されているところ、その返済は、全て、U1 社の正規の売上を原資として行われたものと認められ、無断借名融資によって不正に捻出された資金が返済原資となった事実は確認できない。

すなわち、U1 社の財務諸表等によると、U1 社は、2001 年（平成 13 年）に廃棄物処理施設の営業を開始し、その翌年以降、每期、十数億円から数十億円規模の売上を確保するなど着実に業績を伸ばし、その営業利益も数億円から十数億円に上るという業況にあって、毎期末には数億円を優に超える潤沢な現預金を保有していた事実が確認できる。

こうした中で、U1 社は、当組合に対し、U2 社に対する融資も含め、それぞれ每期合計 3 億円余りを継続して返済し、2016 年（平成 28 年）3 月期までにいずれも完済した。U1 社の良好な業績からすれば、これらの弁済は全て同社の売上を原資として行われたと考えるのが自然である一方、その返済のために、当組合役員らによって無断借名融資等の不正が行われたことをうかがわせる事情は存在しない。

したがって、当委員会としては、一連の無断借名融資によって不正に捻出された資金が、U1 社に対する融資及び U2 社を利用した迂回融資の返済に当てられた事実はないと認定する。

なお、2002 年（平成 14 年）頃以降の U1 社の良好な業績やこれに伴う全額自力返済の事実が、江尻氏ら当組合役員にとって奇跡的な成功体験となり、X2 社グループからの回収についても一縷の望みを抱かせて、野放図な資金提供継続の遠因となったであろうことを指摘しておく。

(3) W 社への資金提供のための不正融資実行の有無について

W 社は建設業者であり、2005 年（平成 17 年）9 月から坪井氏が同社に出向していた。なお、坪井氏によれば、坪井氏が W 社に出向した理由は、同社の立て直しを図るためとのことであり、同年 12 月時点における当組合の W 社に対する融資残高は約 18 億 5000 万円であった。

坪井氏によれば、出向当初から W 社の資金繰りは芳しくなく、同社に対する資金供給のため、当組合に対し、ペーパーカンパニーを介した迂回融資の検討を依頼したこともあったが、当組合の役員らからの賛同を得られず、迂回融資の実行には至らなかったとのことである。

そこで、坪井氏は、同じく建設業者であり、坪井氏の同級生が代表を務める F 社との業務提携により W 社の資金繰りの改善を図ったものの、これも奏功せず、最終的には W 社の事業を F 社に譲渡して W 社は清算されることとなった。これに伴い、当組合の W 社に対する融資残高約 18 億 6000 万円については、2007 年（平成 19 年）3 月期にその大部分（約 17 億 6000 万円）が償却された。

以上のとおり、当委員会の調査においては、坪井氏の主導によるペーパーカンパニーを介した迂回融資の事実は確認されなかった。

他方、坪井氏出向以前の 2001 年（平成 13 年）5 月 31 日、当組合から W 社の関連会社への融資（2500 万円）及び同社から W 社への送金（3500 万円）が同日中に実行されており、当該関連会社を介した W 社への迂回融資であった疑いはあるものの、そのように断ずる根拠も乏しく、結局、当委員会の調査では W 社への資金提供のための不正融資実行の事実は確認されなかった。

（４）当組合役員による着服横領の有無について

当委員会は、一連の無断借名融資によって捻出された資金が、当組合元役員らによって個人的に着服横領された事実の有無につき、当組合に開設された元役員及びその親族名義の預金口座の取引履歴を含む関係資料の精査、役職員及びその他関係者に対するヒアリング調査、役職員に対するアンケート調査及び臨時通報窓口の設置等による情報収集等のあらゆる手段を通じて可能な限りの徹底した調査を実施した。

その過程において、当組合の元役員らにおいて、親族名義で当組合に 2000 万円の出資をし、また、当組合からの数千万円の借入金を突如一括返済するなどの不自然な取引を行っていた事例が浮上したものの、いずれの事例についても、一連の無断借名融資によって捻出された資金以外の資金を原資とするものであったことが判明するなどし、結局、あくまでも関係者からの任意での協力を前提とする当委員会の調査の限りでは、一連の無断借名融資によって捻出された資金が、当組合役員らによって個人的に着服横領された事実を確認するには至らなかった。

(5) 小括

以上のとおり、当委員会の調査の限りでは、反社及び X2 社グループ以外の大口融資先等への不正融資による資金流出につき、K 社に対する融資については、V 社又はその関係法人等に対する資金提供を目的とした迂回融資であり、庚氏、v 氏及び w 氏を債務者名義とする融資については、前同の目的による無断借名融資であったことが判明した一方、他の大口融資先への資金流出や当組合役員らによる個人的な着服横領の事実は不見当であった。

7 本調査で発見されたその他の水増し融資について

本調査の中で、江尻氏は、水増し融資につき、Δ 氏の関連会社に対するもの（前記第 2・4（6））のほか、「当組合の元常勤監事が代表取締役を務めていたこともある L 社に対する融資に際し、融資金額を水増しして、水増し分を戻してもらい、無断借名融資の返済に当てたことがあった。」旨説明した。

これを踏まえ、L 社に対する調査を実施したところ、2012 年（平成 24 年）7 月及び 2017 年（平成 29 年）3 月に同社に対して融資が実行された際、それぞれ 600 万円及び 500 万円の合計 1100 万円が社長貸付として出金されて、当組合に環流されていたことが明らかとなったことから、当委員会は、L 社に対する上記融資についても水増し融資であり、融資実行額のうち 1100 万円が当組合に環流されて無断借名融資の返済等に当てられたと認定した。

（以下余白）

第3 その他の不正行為について（委嘱事項②）

1 反社の周辺者に対する融資実行について

（1）Σ氏の親族への融資について

前記第2・4（8）のとおり、2017年（平成29年）以降もΣ氏から当組合に対する資金提供要求が続いたものの、同年以降に当組合がΣ氏へ直接的な現金支払をしたことをうかがわせる事情はない。

しかし、その一方で、当組合は、2018年（平成30年）4月20日、Σ氏の子に対し、水戸市内の飲食店テナントビルの購入資金等として3億円の融資を実行したところ（以下、当該融資案件を「水戸案件」という。）、その融資の経緯については不正の疑義なしとし得ない。

すなわち、確かに、水戸案件の融資実行に際して作成された回収計画（レントロール）の内容自体には、一応の合理性があるように見える。

また、現在、水戸案件の返済は滞っているものの、これについても、融資実行当時には予見不可能であった2020年（令和2年）以降の新型コロナウイルス禍による入居テナント減少等による影響を否定できず、水戸案件につき、融資実行当初から、確実に回収不能となることが見込まれていたにもかかわらず、あえて実行された案件とまで断ずることはできない。

しかしながら、そもそも、水戸案件の融資先は、長年にわたって江尻氏らを脅迫して多額の現金を支払わせ続けてきたΣ氏の親族であり、その属性自体からして、融資実行の是非は慎重に判断されるべきであったといえる。

それにもかかわらず、水戸案件の担当営業店であるβ支店においては、所定の信用調査等の手続が省略され、坪井氏又は白岩氏から指示されるままの内容で形式的な審査資料及び稟議書等が作成されただけで、本部決裁が下りて融資実行に至っており、融資の妥当性や回収可能性等が慎重に吟味されたとはいえない。

また、水戸案件の融資実行金額は3億円であったのに対し、融資実行当時の購入対象物件の担保評価額は約5400万円と僅少であったにもかかわらず、返済原資となる賃料収入が減少する事態となった場合の融資回収方法の検討が行われた形跡もない。

加えて、水戸案件の融資実行日と同じ2018年（平成30年）4月20日に、「いわき信用組合に対し今後一切金銭の要求をしない。」旨記載されたΣ氏確認書が作成・提出されていることからすると、水戸案件における3億円の融資は、Σ氏に今後の不当要求をやめさせることの見返りとして実行されたものとも考えられる。

実際、β支店に対して融資実行に向けた手続を指示した坪井氏本人が、水

戸案件の融資実行直前の 2018 年（平成 30 年）3 月頃、Σ 氏のことを知る当組合の取引先との会話の中で、水戸案件に関し、「Σ 氏では出せないの、息子で出しましょうっていう話にしたんですよ。」「結局は利益供与ですから。返済しきれねえのわかってんの。ただ、今までみたいに、くれ、はい、手を出したら出せるような状況じゃ、今、ないっていうのは、やっぱ分かってもらわなくちゃなんないですよ。」などと述べている録音データが存在している。そのやり取りの相手は Σ 氏の知人であり、坪井氏は、当組合が Σ 氏に気を遣っていることを示すために、あえて事実を誇張して、水戸案件が Σ 氏への利益供与であるかのような発言をしたとも考えられるが、そうであったとしても、金融機関の幹部であった坪井氏が反社におもねるような発言をしていたこと自体、看過できるものではない。

そして、水戸案件については、融資実行からわずか 1 年 2 か月後の 2019 年（令和元年）6 月には、テナント退去者の発生等を理由として、向こう 2 年間は元金据置・利払いのみとする旨の条件変更が行われた上、新型コロナウイルス禍の影響があったとはいえ、上記条件変更後も返済状況が改善することもないまま、現在も返済が遅延している状況にある。

以上の事情に鑑みれば、水戸案件は、当組合の元役員らが毅然とした態度で反社との関係断絶に取り組むことができていなかったことを示すものであり、不正な融資と断じることまではできないものの、その実行の妥当性に疑いが残る融資案件として指摘しておく必要がある。

（２）反社の周辺者に対するその他の融資案件について

当委員会の調査の結果、当組合は、当組合の反社リストに暴力団幹部として掲載されている人物からの紹介を受けて、少なくとも、2019 年（令和元年）から 2024 年（令和 6 年）までの間に 9 件の融資（1 件あたりの融資金額は 2 億円前後ないし 5 億円程度であり、9 件の融資実行金額の合計は 28 億 5850 万円に上る。）を実行しているものと認められた。

上記 9 件の融資についても、水戸案件同様、組合本部から各営業店にトップダウンで実行が指示されて、各営業店における手続は形式的なものにとどまっている上、結果的には、上記 9 件のうちの 5 件は約定通りの返済が実施されず遅延し、さらに、その 5 件のうちの 2 件については、破綻懸念先と区分されて大部分が 2025 年（令和 7 年）4 月に償却処理が実施されているなど、返済状況も芳しくない。

これらの事情に鑑みると、当組合においては、本来、極めて慎重に妥当性や回収可能性が検討されるべき反社の周辺者に対する融資案件につき、内部

統制が機能していたとはいいい難い状況にあったといわざるを得ない。

2 協力融資

当組合においては、一部の職員によって、融資実行目標（ノルマ）達成等のために、融資先の協力を得て、融資先が本来必要としていない融資を実行し、短期間のうちに返済を受けること（以下「協力融資」という。）が行われていた。

本調査で判明した協力融資の件数及び実行金額は、2008 年（平成 20 年）3 月期から 2023 年（令和 5 年）3 月期までの期間において、合計で 36 件、約 5 億 6650 万円に上る（会計年度ごとの詳細は別添 2 のとおりである。）。

本調査の限りでは、不正融資で捻出された資金が、協力融資の返済や利払いに当てられた事実は認められず、また、協力融資については全額返済となっており、当組合に具体的な損害は発生していない。

しかし、そもそも、協力融資は、顧客の実際の資金需要に基づかない与信取引であり、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針においても「正常な取引慣行に反する不適切な取引」として禁止の対象とされているにもかかわらず、ノルマ達成等のために、決して少なくない件数・金額の協力融資が実行されていたこと自体、当組合の内部統制の杜撰さを示すものというべきである。

（以下余白）

第4 当組合の計算書類への影響額について（委嘱事項③）

1 不正融資の実行金額等の特定

（1）迂回融資の実行金額等

PC 三社を介した X2 社グループへの迂回融資（第2・5（2））及び K 社を介した V 社等への迂回融資（第2・6（1）イ）の各年度の実行額、回収額、償却額及び期末残高は下記図表2のとおりである。

なお、PC 三社を介した X2 社グループへの迂回融資については、2016 年3月期までに全て回収・償却済みであり、2017 年3月期以降の数値は全て K 社を介した V 社等への迂回融資の金額である。

図表2 迂回融資の実行額、回収額、償却額及び期末残高（単位：千円）

年度	実行件数	実行額	回収額	償却額	期末残高
2004 年 3 月期	7	75,980	36,500	—	39,480
2005 年 3 月期	2	19,980	20,980	—	38,480
2006 年 3 月期	6	59,940	59,940	—	38,480
2007 年 3 月期	2	19,980	19,980	—	38,480
2008 年 3 月期	31	957,460	835,960	—	159,980
2009 年 3 月期	16	586,940	720,940	—	25,980
2010 年 3 月期	10	203,460	175,460	—	53,980
2011 年 3 月期	6	107,980	107,980	—	53,980
2012 年 3 月期	4	68,000	68,000	—	53,980
2013 年 3 月期	3	53,980	53,980	—	53,980
2014 年 3 月期	—	—	—	—	53,980
2015 年 3 月期	1	19,980	19,980	33,850	20,130
2016 年 3 月期	—	—	15	135	19,980
2017 年 3 月期	1	19,980	19,980	—	19,980
2018 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2019 年 3 月期	1	19,980	19,980	—	19,980
2020 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2021 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2022 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2023 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2024 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
2025 年 3 月期	—	—	—	—	19,980
合計	90	2,213,640	2,159,675	33,985	

(2) 無断借名融資の実行金額等

ア 管理用 PC 入手に至らなかったこと

前記第 2・2 記載のとおり、江尻氏の意向を踏まえながら無断借名融資によって捻出された資金の使途先を具体的に差配していた歴代の担当役員（丈夫氏、猪狩氏、本多氏、坪井氏）は、d 氏（2011 年（平成 23 年）秋頃まで）又は e 氏（同年秋頃から 2024 年（令和 6 年）11 月頃まで）をして、ネットワーク環境に接続されていないスタンドアロンのノートパソコン（以下「管理用 PC」という。）により、全ての無断借名融資の名義人氏名、金額、返済期日、紹介者等を入力したデータを作成・管理させていた。

すなわち、管理用 PC に保存されていたデータを解析すれば、一連の無断借名融資の実行状況を正確に検証することが可能であったものの、当委員会の調査においても、管理用 PC やその中の保存データのコピー等の発見には至らなかった（e 氏は、2025 年（令和 7 年）7 月末に当組合を退職する際、業務で使用していた USB を当組合に提出しており、当委員会とは当該 USB の解析も実施したものの、管理用 PC の保存データのコピー等は発見されなかった。）。

この点、e 氏は、第三者委員会による調査において、「甲事案を含む一連の不祥事発覚後の 2024 年（令和 6 年）10 月末から 11 月初旬頃になって、管理用 PC を持っていることが怖くなり、自らの判断で、自宅においてハンマーにより破壊して処分した、」旨説明していたとのことであり（第三者委員会報告書 40 頁）、当委員会による調査の中でも、当初、同旨の説明をしていたものの、2025 年（令和 7 年）7 月上旬頃、自ら、当委員会に対し、「私が管理用 PC を破壊して処分したというのは嘘であり、実際には、2024 年（令和 6 年）11 月下旬頃、当組合本部 3 階の会議室において、坪井氏に管理用 PC の取扱いについて相談したところ、坪井氏から、自分が預かると言われたので、その場で坪井氏に預けた。その後、坪井氏が管理用 PC をどのように取り扱ったのかは分からない。」旨申告してきた。

これを踏まえ、当委員会において、直ちに坪井氏を聴取したところ、坪井氏は、e 氏からの上記申告通りの時期・場所において、e 氏から管理用 PC を預かったことを認めたものの、「2024 年（令和 6 年）12 月上旬頃の可燃ごみ収集日の早朝、管理用 PC を紙袋に入れた上でゴミ袋に入れ、自らそのゴミ袋を持って当組合本部建物東方の勝手口から外に出て、当組合本部の駐車場を横切り、同建物西方の鹿島街道沿いの集積場に可燃ごみとして捨てた。」などと述べて、自らが処分した旨説明した。

管理用 PC を処分した旨の坪井氏の説明を直ちに信用することはできな

いものの、その一方で、当組合本部の駐車場には防犯カメラが設置されており、その画像データの保存期間によっては、上記説明の真偽の確認が可能であった中、あえて坪井氏が事実と反する説明をするとも考え難い上（ただし、実際には、当委員会が坪井氏から上記説明を受けた時点で、防犯カメラの画像データは2024年（令和6年）12月下旬以降のものしか残っておらず、坪井氏の説明の真偽を確認することはできなかった。）、坪井氏は、管理用PCを処分した理由につき、「第三者委員会に管理用PCを解析されることによって、無断借名融資の全容が解明され、反社への資金提供が表沙汰になることを避けたかった。」旨説明しているところ、その説明もあながち不合理とも断じ難いため、結局、当委員会としては、管理用PCを処分した旨の坪井氏の説明の真偽の認定には至らない。

いずれにせよ、当委員会は、管理用PCを入手できなかったことから、以下のイ記載の方法により、無断借名融資の実行金額等の特定を行った。

イ 無断借名融資の実行金額等の特定

第三者委員会は、第三者委員会報告書62頁から76頁に記載されている方法によって無断借名融資の抽出作業を行った結果として、2008年3月期から2025年3月期までの間、合計229億5228万円（1239件）の無断借名融資が実行されたと認定している。

第三者委員会による無断借名融資抽出の方法は理に適ったものであることから、当委員会は、第三者委員会から、同委員会によって抽出された無断借名融資のリスト（以下「第三者委員会リスト」という。）の提供を受けた上、同リストから、当委員会の調査によって無断借名融資ではないことが判明したものを除外し、新たに無断借名融資と認定されたものを追加する等の修正を行って、無断借名融資の実行金額等の特定を行った。

具体的には、当委員会は、第三者委員会リストに無断借名融資として記載されていた取引のうち、35件（22名義）5億503万円につき、債務者名義人の承諾を得て短期的に実行・返済された協力融資（前記第3・2参照）又はつなぎ融資であったと判断して除外したほか、丁氏を債務者名義とする4件、合計4165万円の融資につき、丁氏本人からの申込みに基づいて実行されたものと判断して除外した。

一方、庚氏、w氏及びI法人を債務者名義人として実行された融資287件32億1440万円（前記第2・6（1）イ）につき、新たに無断借名融資として追加した。

当委員会は、上記の除外・追加を行った上、2004年（平成16年）3月期から2025年（令和7年）3月期までの間に当組合元役員らによって実行された無断借名融資の金額及び件数につき、合計256億2000万円（1487件）と認定した。

その詳細は下記図表 3 のとおりである。

図表 3 無断借名融資の実行件数、実行額、回収額、償却額及び期末残高

(単位：千円)

年度	実行件数	実行額	回収額	償却額	期末残高
2004 年 3 月期	2	11,000	—	—	11,000
2005 年 3 月期	5	20,000	17,000	—	14,000
2006 年 3 月期	8	42,000	32,000	—	24,000
2007 年 3 月期	6	73,000	73,000	—	24,000
2008 年 3 月期	68	1,356,100	438,300	—	941,800
2009 年 3 月期	87	1,478,700	1,028,330	—	1,392,169
2010 年 3 月期	143	2,567,050	2,250,219	—	1,709,000
2011 年 3 月期	117	2,104,700	1,760,570	—	2,053,130
2012 年 3 月期	145	2,446,650	2,403,861	18,988	2,076,930
2013 年 3 月期	126	2,179,850	2,060,422	356,606	1,839,752
2014 年 3 月期	144	2,432,550	2,275,775	—	1,996,527
2015 年 3 月期	130	2,237,550	2,218,487	143,335	1,872,255
2016 年 3 月期	70	1,223,200	1,173,450	136,935	1,785,070
2017 年 3 月期	65	1,213,400	1,134,468	98,237	1,765,765
2018 年 3 月期	53	902,000	821,677	13,990	1,832,098
2019 年 3 月期	45	654,400	686,608	—	1,799,890
2020 年 3 月期	34	472,800	423,998	145,910	1,702,782
2021 年 3 月期	30	523,100	359,562	30,980	1,835,340
2022 年 3 月期	51	895,700	811,082	52,407	1,867,550
2023 年 3 月期	52	940,100	930,900	—	1,876,750
2024 年 3 月期	64	1,123,800	1,079,850	—	1,920,700
2025 年 3 月期	42	722,000	681,435	1,768,250	150,800
合計	1,487	25,619,650	22,703,209	2,765,638	

注：2006 年 3 月期以前の無断借名融資は、Ω 氏又は己氏からの申込みによって実行されたものである。このような部外者からの申込みもなく、当組合役職員だけの間で、当組合役職員の親族・知人らの名義を使った無断借名融資が実行されるようになったのは 2007 年 3 月期以降である。

(3) 水増し融資からの環流金額等

当委員会は、2004 年（平成 16 年）3 月期以降に実行された融資のうち、

△氏の関連会社に対する３億６３００万円の融資（前記第２・４（６））、Ｇ社に対する合計９億１１５０万円の融資（前記第２・４（７）ア（イ））及びＬ社に対する融資（前記第２・７）は水増し融資であり、△氏の関連会社に対する上記融資のうちの１億円、Ｇ社に対する上記融資のうちの４０００万円、Ｌ社に対する上記融資のうちの１１００万円の合計１億５１００万円が江尻氏ら当組合元役員に環流されたと認定した。

なお、上記水増し融資のうち、△氏の関連会社に対する３億６３００万円の融資については、２０２５年（令和７年）７月末時点で１億７１２７万円が未回収となっている。

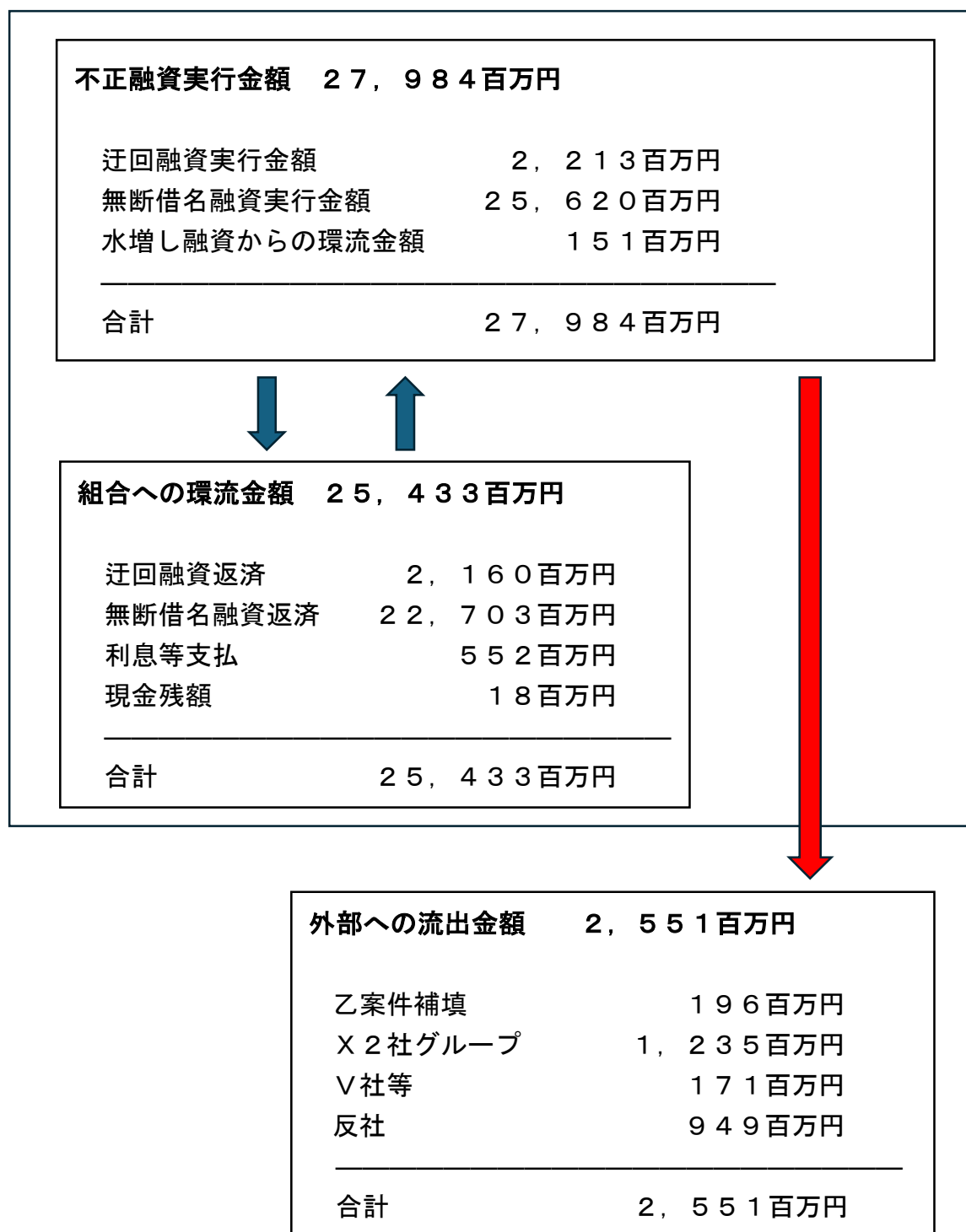
（４）不正融資の実行金額、その使途及び流出先

当委員会が認定した２００４年（平成１６年）３月期から２０２５年（令和７年）３月期までの不正融資（水増し融資を含む。）の実行額（水増し融資については環流額）は、下記図表４のとおり、合計２７９億８４００万円（２７,９８４百万円）であり、そのうち２５４億３３００万円（２５,４３３百万円）が不正融資の返済や利息等の支払として組合に還流し、その余の２５億５１００万円（２,５５１百万円）が外部に流出したと考えられる。

外部に流出した２５億５１００万円のうち１億９６００万円は、第三者委員会報告書において「乙事案」とされた元職員による横領・詐取による損害の補填に使用され、１２億３５００万円はＸ２社グループへ流出し、１億７１００万円はＶ社等に流出し、残りの９億４９００万円が反社に支払われたと考えられる。

（以下余白）

図表4 不正融資によって捻出された資金の使途及び流出先



2 当組合の計算書類への影響額

前記第4・1記載の不正融資のうち、無断借名融資は「役員貸付」として計上すべきものであるが（第2・1（2）イ）、当該役員貸付の返済義務を負う元役員らに返済能力が無いと考えられるため、無断借名融資の各期末残高を役員貸付に振り替えるとともに、役員貸付計上額の全額に対し貸倒引当金を計上する必要がある。

なお、既に実施された無断借名融資の償却については、不正に実行された債権の償却であり、償却手続も不正に実施されたものであるため、各年度で実施された償却額は取り消し、償却前の残高に戻した上で無断借名融資残高を役員貸付に振り替える必要がある。

また、不正融資のうち、迂回融資及び水増し融資については、融資先に対する債権として計上すべきものであるため各期末残高の振替の必要はないが、各期末における融資残高については、不正に実行されたものであることを前提として回収可能性を検討し、回収不能と見込まれる金額を貸倒引当金として計上する必要がある。

上記の不正融資に対する訂正処理を反映した2020年（令和2年）3月期から2024年（令和6年）3月期の当組合の純資産額及び当期純利益額は下記図表5及び6のとおりである。

なお、下記図表5の2024年（令和6年）3月期の純資産訂正額合計の19億4100万円は、2025年（令和7年）3月期の当組合の計算書類において「修正再表示による累積的影響額」として繰越金の期首残高から減額されており、2025年（令和7年）3月期の当組合の純資産額及び当期純利益は、不正融資に対する訂正処理を反映した数値である。

（以下余白）

図表 5 純資産額

(単位：百万円)	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
訂正前純資産	19,299	20,314	19,927	19,416	20,991
無断借名融資の償却累計額の取消	914	945	997	997	997
役員貸付金貸倒引当金	▲2,617	▲2,780	▲2,865	▲2,874	▲2,918
迂回融資貸倒引当金	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20
訂正額合計	▲1,723	▲1,855	▲1,888	▲1,897	▲1,941
訂正後純資産	17,576	18,459	18,039	17,519	19,050

図表 6 当期純利益額

(単位：百万円)	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
訂正前当期純利益	161	301	150	614	215
無断借名融資の償却額取消	146	31	53	-	-
役員貸付金貸倒引当金繰入額	▲49	▲164	▲85	▲9	▲44
迂回融資貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	-
訂正額合計	97	▲133	▲32	▲9	▲44
訂正後当期純利益	258	168	118	605	171

(以下余白)

第5 原因分析、再発防止策等

第三者委員会は、一連の不正融資の発生原因につき詳細な検討を行った上、幅広い再発防止策の提言を行っているところ（第三者委員会報告書 182～212 頁）、当委員会としても、その内容につき全く異存はなく、本報告書において、第三者委員会報告書における指摘事項に重ねて原因分析や再発防止策について詳論することはしない。

しかし、当委員会による調査によって、当組合の歴代の役員らが遅くとも 1990 年代から長年にわたって反社というべき者からの不当要求に対する支払を断続的に繰り返し、最近まで暴力団幹部からの紹介案件に対する融資等を続けるなど、現代の金融機関にとっては禁忌というべき反社との関係を断ち切ることなく継続していたことが明らかとなった。

この点、当組合においても、反社会的勢力に対する基本方針が定められ、その方針の下、反社会的勢力対応管理規程、反社会的勢力認定先に対する取引管理内規、反社会的勢力対応マニュアル等の反社排除に向けた規程類は整備されている。

また、当組合が使用している業務システムには、反社やこれに類する者のデータベースが登録されており、当組合は、当該データベースを活用することにより、業務システム上で反社情報等との照合を実施し、預金取引や融資取引の実行の可否を判断するなどしている。また、当該データベースは、警察当局から提供される凍結口座情報や全国銀行協会から提供される反社会的勢力者情報のみならず、当組合の担当部署（現在は監査部）において把握した反社情報のリスト（以下「組合独自リスト」という。）などから構成されるところ、現在、組合独自リストにおいて、反社又はその疑いがある者、それらの関係者として登録されている者は 170 先に上る。

このように、当組合においても、反社排除に向けた規程類や体制は整備されているものの、当委員会による調査で明らかとなったとおり、当組合の元役員らは、「当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。」（反社会的勢力に対する基本方針第 4 条）との基本方針に反して、反社というべき者からの度重なる不当要求に対し、法的対抗措置を講じることなく、一部の役員の間だけの秘密事項としながら反社に対する支払を繰り返していたのである。

反社からの不当要求に対する当組合元役員らによる従前の対応は、反社排除に向けてどれだけ立派な規程や体制を整備しようとも、経営陣の意識が低ければ、画餅に帰すことを顕著に示すものといえる。

反社排除や不当要求への断固たる対応を実現する上で何よりも重要なのは、経営陣を中心とした全役職員の意識を高く保つことであり、当組合の現役員ら

においては、本件を契機として、反社排除等に向けた強い覚悟をもつことはもとより、速やかに、外部専門家による相談・通報窓口を設置した上（第三者委員会報告書 205 頁参照）、全職員に対し、反社の関連が疑われる取引が漫然と実行・継続されているような事態を認知した場合には、臆することなく、当該窓口に通報することを強く推奨する等して、相互監視の下、全役職員の意識改革を図ることが肝要である。

（以下余白）

第6 結び

当面、当組合にとって苦難の日々が続くと思われるが、第三者委員会報告書でも指摘されているとおり、当委員会としても、本調査を通じて、当組合職員らは総じて真面目であり、再生に向けた決意も感じ取っている。

当組合において、第三者委員会から提言されている再発防止策が実践され、かつ、当組合全役職員が悪しき過去と訣別して、当組合が再び社会からの信頼を取り戻す日が来ることを切に願いながら、本報告書の結びとする。

以上

別添１：役職員アンケートの質問事項

質問１ 前提事項について

- (1) 氏名をご記入ください。
- (2) 現在所属している部署・支店名及び役職をご記入ください。
- (3) 当委員会から連絡可能な携帯電話番号をご記入ください。
- (4) 当委員会から連絡可能なメールアドレスをご記入ください。

質問２ 不正融資について

※ ここで「不正融資」とは、第三者委員会の調査報告書において指摘されたような迂回融資、無断借名融資のほか、組合の規程に反する融資、不正な目的での融資など、不適切な融資全般を含みます(以下同様です。)

- (1) 不正融資に関与したことはありますか。
- (2) 不正融資に関与したことがあった場合、①関与した時期、②不正融資の内容、③関与の内容、④関与者・指示者などをご記入ください。
- (3) 自身は関与していないものの、不正融資を見聞きしたことはありますか。
- (4) 不正融資を見聞きしたことがあった場合、①不正融資の時期およびこれを見聞きした時期、②不正融資の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。
- (5) 質問２の(1)から(4)の回答に関して、第三者委員会によるアンケートの際に回答しなかった、または回答できなかったものはありますか。
- (6) 第三者委員会によるアンケートの際に回答しなかった、または回答できなかったものがあつた場合、その理由をご記入ください。

質問３ 不正融資の流出先について

※ ここで「流出」とは、不正融資などの不正な行為により組合外部に資金が流出すること自体を指し、「流出先」とは不正融資などの不正な行為により流出した資金を受け取る、自分のものにするなどして利益を得た者を指します(以下同様です。)

- (1) X2 社グループへの流出またはその疑いについて知っていることはありますか。なお、「X2 社グループ」とは、X1 社、X2 社、X3 社、X4 社、X5 社とこれらの法人の役員や従業員を指します(以下同様です。)
- (2) X2 社グループへの流出またはその疑いについて知っていることがある場合、①流出の時期、②流出(疑い)の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。
- (3) その他、X2 社グループ以外の者への流出またはその疑いについて知っていることはありますか。
- (4) X2 社グループ以外の者への流出またはその疑いについて知っていることがある場合、①流出の時期、②流出(疑い)の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。

- (5) 組合の役員または従業員への流出またはその疑いについて知っていることはありますか。なお、「役員または従業員」には、既に退職済みの者を含みます(以下同様です。)
- (6) 役員または従業員への流出またはその疑いについて知っていることがある場合、①流出の時期、②流出(疑い)の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。
- (7) 質問3の(1)から(6)の回答に関して、第三者委員会によるアンケートの際に回答しなかった、または回答できなかったものがありますか。
- (8) 第三者委員会によるアンケートの際に回答しなかった、または回答できなかったものがあつた場合、その理由をご記入ください。

質問4 第三者委員会への協力状況について

- (1) 第三者委員会による調査への協力に関し、不適切な対応をしたことはありますか。なお、「不適切な対応」とは、知っている情報を第三者委員会にあえて提供しないこと、ヒアリングにおいて記憶と異なること回答をすることなど、およそ第三者委員会の依頼に誠実に対応しないこと全般を指します(以下同様です。)
- (2) 第三者委員会への不適切な対応があつた場合、①不適切な対応をした時期、②不適切な対応の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。
- (3) 自身は関与していないものの、第三者委員会への不適切な対応を見聞きしたことはありますか。
- (4) 第三者委員会への不適切な対応を見聞きしたことがあつた場合、①不適切な対応の時期およびこれを見聞きした時期、②不適切な対応の内容、③関与者・指示者などをご記入ください。

質問5 反社会的勢力との関係について

- (1) 組合の役員または従業員と反社会的勢力に属する者やその周辺者との付き合い、交友関係等について知っていることはありますか。
- (2) 役員または従業員と反社会的勢力に属する者やその周辺者との付き合い、交友関係について知っていることがある場合、①当該役員または従業員の氏名、②反社会的勢力に属する者やその周辺者の氏名や所属団体等、③交友関係の内容などをご記入ください。

質問6 その他の質問事項

その他、特別調査委員会に伝えたいことがあれば自由にご記入ください。

別添２：会計年度ごとの協力融資の件数及び実行金額

決算期	件数	実行金額（単位：円）
2008年３月期	9	173,500,000
2009年３月期	5	97,000,000
2010年３月期	1	21,000,000
2011年３月期	1	15,000,000
2012年３月期	－	－
2013年３月期	3	39,000,000
2014年３月期	2	26,000,000
2015年３月期	－	－
2016年３月期	3	35,000,000
2017年３月期	1	10,000,000
2018年３月期	3	31,000,000
2019年３月期	1	17,000,000
2020年３月期	4	60,000,000
2021年３月期	－	－
2022年３月期	1	10,000,000
2023年３月期	2	32,000,000
合計	36	566,500,000

別添３：ヒアリング実施対象者一覧（敬称略）

省略